

広島県告示第千二百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
温泉ヶ丘七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐北区	可部六丁目			七六番五四	標柱一号
				七六番二	標柱二号、三号及び四号
				七六番五一	標柱五号
				七六番五三	標柱六号